

業務仕様書

1 業務名

公立保育所使用料等のキャッシュレス決済による収納業務

2 用語の整理

一時預かり	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第10号に規定する一時預かり
乳児等通園支援事業	児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助
施設職員	「5 対象施設」で規定する施設の職員
利用者	対象施設で行われる一時預かりまたは乳児等通園支援を利用する児童の保護者
利用料	対象施設で行われる一時預かりまたは乳児等通園支援の利用に係る使用料及び給食費
キャッシュレス支払者	利用料をキャッシュレスで支払う利用者

3 業務の概要

本業務は、受託者が本市の指定納付受託者となり、対象施設において実施する一時預かり及び乳児等通園支援の使用料及び給食費の徴収に係るキャッシュレスでの決済サービスを提供するものである。

4 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで。

5 対象施設

別紙1のとおり

6 対象とする支払

以下の支払いのうち利用者がキャッシュレスでの支払いを希望するもの

- (1) 一時預かり使用料・給食費
- (2) 乳児等通園支援使用料・給食費

※現金での支払いを希望する利用者の徴収等については本業務の対象外とする。

※想定される支払件数及び決済金額は別紙1のとおりだが、実際の件数及び決済金額を保証するものではない。

7 電子決済のながれ

- ①利用者が対象施設に来所する
- ②施設職員が利用者に利用料を伝え、現金またはキャッシュレスのいずれの方法での支払いを希望するか確認する
- ③キャッシュレスでの支払いを希望する利用者（キャッシュレス支払者）が所持するスマートフォン等を用いて、対象施設にあらかじめ設置した二次元コードを読み取り、電子決済に必要な情報を入力する
- ④キャッシュレス支払者が入力した利用料を施設職員が目視で確認し、利用料に誤りがないこと確認して、電子決済を完了させる

8 業務内容

- (1) 決済サービスの提供

「9 決済サービスの要件」を満たす決済サービスを対象施設に提供す

ること

(2) 利用料の本市への納付

ア 電子決済が完了した時点で、キャッシュレス支払者から納付の委託を受けたものとする。

イ 受託者が本市に対して行う利用料の納付は、申請者等が選択する決済手段の種類を問わず、月単位で行うこととし、本市と受託者が協議のうえ決定する日までに本市が指定する金融機関口座に一括で納付する。

ウ 本市への納付にあたり、本市指定口座に振り込む際に必要な手数料等の経費は、受託者が負担する。

エ 本市と受託者が協議のうえ決定した日までに、正当な理由なく受託者が利用料を一括納付しなかった場合、受託者は利用料及び本市が定める延滞金を負担すること。

(3) 記録の保管

決済が完了した支払情報について、書面又は電磁的記録により、発生日（キャッシュレス支払者の決済完了時点）の属する年度の末日の翌日から起算して10年間以上の期間を本市と協議のうえ設定し保存することとし、保存期間終了後はデータ及び資料等を、焼却、切断、よう解、消磁等の復元ができない方法により完全に消去すること。

(4) 問合せ及び苦情対応

キャッシュレス支払者又は第三者からの決済サービス操作等に関する問合せ、苦情等について対応できる体制及び問合せ窓口を整備し、当該問合せ及び苦情等について受付後速やかに対応すること。

(5) その他

上記(1)～(4)に付随する決済及び納付に必要な業務を行うこと。

9 決済サービスの要件

受託者が提供する決済サービスは以下の全てを満たすこと。

① 下記のすべての方法で決済できること。

(1) 二次元コード決済

(2) クレジットカード

② キャッシュレス支払者が所持するスマートフォン等を使用して、対象施設にあらかじめ設置する二次元コードを読み取り、必要事項を入力することで電子決済が可能であること

③ キャッシュレス支払者は、決済サービスに係る事前登録が不要であること

④ 電子決済に必要な全ての情報は、キャッシュレス支払者が入力することができ、施設職員が入力する必要がないこと

⑤ 電子決済完了後、支払った利用料が確認できる支払確認画面がキャッシュレス支払者のスマートフォン等で表示され、施設職員が支払内容を確認できること

⑥ キャッシュレス支払者が希望する場合は、キャッシュレス支払者のメールアドレス宛に、支払い結果を送信することが可能であること

⑦ 金額誤りや二重決済等が発生した場合に、30日以内であれば決済手数料無料で電子決済の取消が可能であること

⑧ キャッシュレス支払者の決済手数料が無料であること

⑨ 対象施設ごとに決済サービスのアカウントを付与し、施設職員が決済サービスにログインすることで、キャッシュレス支払者ごとの以下の情報が、決済

完了後、即時に確認可能であること

- ・支払を行った日時
- ・支払者の氏名
- ・支払内容の以下の内訳
 - ア 一時預かり使用料・給食費
 - イ 乳児等通園支援使用料・給食費
- ※上記2種類の区別が可能であれば、必ずしも上記名称である必要はない。
- ・支払金額

⑩キャッシュレス支払者ごとの⑨の情報が記載された月単位の一覧表（csvデータ）が出力可能であること

10 指定納付受託者の指定について

本業務遂行にあたり受託者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3に基づき、指定納付受託者となる必要がある。受託者は、指定にあたって必要となる情報の提供など指定事務の円滑な遂行に協力すること。

11 納付に係る事務の中止又は停止

受託者は、次のいずれかに該当する事由が発生した場合は、あらかじめ又はやむを得ない場合は事後その旨を本市に通知し、納付に係る事務を中止又は停止することができる。

- (1) 納付事務の履行の際に用いる決済サービスの保守を定期的又は緊急に行う等、受託者の実施している事務の運用上又は技術上、中止又は停止することがやむを得ない場合
- (2) 地震、水害、火災等の天災地変、停電若しくは通信回線の事故又は戦争、騒乱、テロ等、受託者の責めに帰することができない事由により、納付に係る事務の継続が不可能となった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、受託者が実施しているサービスの運用上又は技術上、中止又は停止することがやむを得ない場合

12 システム障害等の際の対応について

インターネット回線による申請データの送信又は決済状況等の閲覧及びダウンロードが不可能な場合の対応は、以下のとおりとする。

- (1) インターネット回線の長時間不通となった場合等により、インターネット回線による申請データの送受信又は決済状況の閲覧及びダウンロードが不可能になった場合、本市及び受託者で必要な事項を協議し、記録媒体（DVD等）によりそれらのデータの連携を行うものとする。
- (2) 記録媒体等の搬送に係る費用の負担区分は、通信不能の原因に基づき、下記のとおりとする。

ア 本市の責めに帰すべき事由による場合は、本市の負担とする。

イ 受託者の責めに帰すべき事由による場合は、受託者の負担とする。

ウ インターネット回線の不通による事由の場合は、本市及び受託者が等分に負担する。

エ 不能の事由が不明な場合は本市及び受託者が等分に負担する。

13 免責

受託者は、次の各号について一切の責任を負わないものとする。

- (1) 申請者等の操作環境に起因する一切の不具合
- (2) 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信回線不良その他の不可抗力によ

り生じた損害

- (3) 決済サービスの保守等、運用上又は技術上業務を中止する必要があると受託者が合理的に判断した場合における損害
- (4) 電気通信事業者の提供するサービスの不具合によって生じた損害

14 報告及び検査

- (1) 受託者は、当月の役務の完了後、遅滞なく完了届により、役務が完了した旨を報告するものとする。
- (2) 本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、納付事務の履行状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- (3) 本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、納付情報等の関係書類の提出を求め、納付に関する受託者の帳簿、書類その他の物件等の検査を行うことができる。
- (4) 本市は、上記の報告及び検査により受託者の業務履行が不相当と認めるときは、その是正を求めることができるものとし、受託者は、本市から是正を求められたときは、誠意をもってこれに対処し、書面によりその処理結果を本市に報告するものとする。
- (5) 本市は、必要があると認めるときは、受託者に対し、財務諸表等により、経営状況の報告を求めることができる。

16 業務の引継ぎ

契約の終了事由の如何を問わず、サービス利用期間が延期することなく終了となる場合には、本市の指示のもと、サービス利用期間終了日までにキャッシュレス支払者が継続して電子納付を行うことができるよう必要な措置を講じること。

17 その他

- (1) 個人情報等の取扱いについて、個人情報取扱安全管理基準（別紙2）を遵守し、契約締結前に、個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式1）を委託者へ提出すること。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合又は業務遂行中に疑義が生じた場合は、適宜、本市と受託者が協議のうえ決定する。